

農用地利用計画変更個所（第4回見直し用）

整理番号	変更に係る土地の所在					土地改良事業施行の有無	農用地利用計画における用途区分	変更後の用途（計画内容）	変更を適正と判断した理由	備考
	所在地等			地目						
	大字	小字	地番	台帳	現況					
1	津波	津波山	1971-613	山林	畑	無	白地	猪侵入防止策事業	対象地は、農振地域ではないが第2種農地であり、今後農業振興を図る予定があり、法第10条第3項該当と判断し編入に妥当と判断した。	法第10条第3項
2	津波	津波山	1971-193	山林	その他	無	白地	管理用道路	対象地は、農振地域ではないが村所有の土地で農地管理用道路となっている事から、農業振興を図る必要があり、法第10条第3項該当と判断し編入に妥当と判断した。	法第10条第3項
3	田嘉里	前田	448	田	樹園地	有	農地	鉄塔・無線基地局等	対象地は、農振農用地域内の土地改良区で第1種農地で、一部変更する農地に鉄塔が建設されており、法施行規則第4条の5第21号電気通信事業法による鉄塔であり法第10条第4項に該当し、除外妥当と判断した。	法第10条第4項
4	田嘉里	屋嘉比上	1395-1	畑	畑	無	農地	鉄塔・無線基地局等	対象地は、農振農用地で一部変更する農地に鉄塔が建設されており、法施行規則第4条の5第23号電気事業法による鉄塔であり、法第10条第4項に該当し、除外妥当と判断した。	法第10条第4項
5	謝名城	大川原	1337	原野	山林原野	無	農地	孤立農用地	対象地について、現況が山林化しており農業振興不適地となっている。第2種農用地で謝名城1347については農業委員会では農地登録されているが、遊休農地として残っており今後、非農地判定を行うため、法第10条第3項非該当と判断し除外妥当と判断した。	法第10条第3項非該当
6	謝名城	大川原	1338	原野	山林原野	無	農地	孤立農用地		
7	謝名城	大川原	1339	畑	山林	無	農地	農業振興不適地		
8	謝名城	大川原	1340	原野	山林	無	農地	孤立農用地		
9	謝名城	大川原	1341	雑種地	山林	無	農地	孤立農用地		
10	謝名城	大川原	1342	畑	山林	無	農地	農業振興不適地		
11	謝名城	大川原	1343	畑	山林	無	農地	農業振興不適地		
12	謝名城	大川原	1344	畑	山林	無	農地	農業振興不適地		
13	謝名城	大川原	1346	畑	山林	無	農地	農業振興不適地		
14	謝名城	大川原	1347	畑	山林	無	農地	農業振興不適地		
15	謝名城	大川原	1348	畑	山林	無	農地	孤立農用地		
16	謝名城	大川原	1349	畑	山林	無	農地	孤立農用地		
17	謝名城	大川原	1350	畑	山林	無	農地	孤立農用地		
18	謝名城	大川原	1534-1	畑	樹園地	無	農地	孤立農用地		
19	謝名城	大川原	1535-1	畑	樹園地	無	農地	孤立農用地		
20	謝名城	親畑	1540	原野	山林原野	無	農地	孤立農用地	対象地について、現況が山林、原野かしており農業振興不適地や集团的に存在する農地（10ha以上）でなく孤立した農振農用地、縁辺部に位置しており除外に際し周辺農地への影響ないと考え、法第10条第3項非該当と判断し除外妥当と判断した。	法第10条第3項非該当
21	謝名城	親畑	1541	原野	山林原野	無	農地	孤立農用地		
22	謝名城	親畑	1542	畑	山林	無	農地	孤立農用地		
23	謝名城	親畑	1543-1	雑種地	山林	無	農地	孤立農用地		
24	謝名城	親畑	1544-1	畑	山林	無	農地	孤立農用地		
25	謝名城	親畑	1544-2	雑種地	山林	無	農地	孤立農用地		
26	謝名城	親畑	1545	田	山林	無	農地	孤立農用地		
27	謝名城	親畑	1546-1	畑	山林	無	農地	孤立農用地		
28	謝名城	親畑	1546-2	雑種地	山林	無	農地	孤立農用地		
29	謝名城	親畑	1556-1	畑	畑	無	農地	孤立農用地	対象地について、現況が山林かしており農業振興不適地や集团的に存在する農地（10ha以上）でなく孤立した農振農用地、縁辺部に位置しており除外に際し周辺農地への影響ないと考え、謝名城1556-1、1566、1567、1568については現況農地として登録されているが、第2種農地で農地転用許可の見込みもあり、法第10条第3項非該当と判断し除外妥当と判断した。	法第10条第3項非該当
30	謝名城	親畑	1566	畑	樹園地	無	農地	孤立農用地		
31	謝名城	親畑	1567	田	樹園地	無	農地	孤立農用地		
32	謝名城	親畑	1568	田	樹園地	無	農地	孤立農用地		
33	謝名城	親畑	1569	田	山林	無	農地	農業振興不適地	対象地について、現況が山林かしており農業振興不適地や集团的に存在する農地（10ha以上）でなく孤立した農振農用地、縁辺部に位置しており除外に際し周辺農地への影響ないと考え、謝名城1582-1、1585-1、1595-1については現況農地として登録されているが、第2種農地で農地転用許可の見込みもあり、法第10条第3項非該当と判断し除外妥当と判断した。	法第10条第3項非該当
34	謝名城	親畑	1582-1	畑	樹園地	無	農地	農業振興不適地		
35	謝名城	親畑	1585-1	畑	樹園地	無	農地	農業振興不適地		
36	謝名城	親畑	1588-1	畑	山林	無	農地	農業振興不適地		
37	謝名城	親畑	1589	畑	山林	無	農地	農業振興不適地		
38	謝名城	親畑	1592	畑	山林	無	農地	農業振興不適地		
39	謝名城	親畑	1595-1	畑	樹園地	無	農地	農業振興不適地		

農用地利用計画変更箇所（第4回見直し用）

整理番号	変更に係る土地の所在					土地改良事業施行の有無	農用地利用計画における用途区分	変更後の用途（計画内容）	変更を適正と判断した理由	備考
	所在地等			地目						
	大字	小字	地番	台帳	現況					
40	謝名城	親畑	1661	畑	山林	無	農地	孤立農用地	対象地について、現況が山林かしてあり農業振興不適地や集団的に存在する農地（10ha以上）でなく孤立した農振農用地、縁辺部に位置しており除外に際し周辺農地への影響ないと考え、法第10条第3項非該当と判断し除外妥当と判断した。	法第10条第3項非該当
41	謝名城	親畑	1662-1	原野	山林原野	無	農地	孤立農用地		
42	謝名城	大川山	1663-1	原野	山林原野	無	農地	孤立農用地		
43	謝名城	大川山	1664-1	雑種地	山林原野	無	農地	孤立農用地		
44	謝名城	大川山	1665-1	原野	山林原野	無	農地	孤立農用地		
45	謝名城	大川山	1666-1	畑	樹園地	無	農地	孤立農用地	対象地について、現況が山林、原野かしてあり農業振興不適地や集団的に存在する農地（10ha以上）でなく孤立した農振農用地、縁辺部に位置しており除外に際し周辺農地への影響ないと考える。謝名城1666-1、1667、1668、1669、1670-1、1671-1については現況農地として登録されているが、第2種農地で農地転用許可の見込みもあり、法第10条第3項非該当と判断し除外妥当と判断した。	法第10条第3項非該当
46	謝名城	大川山	1667	畑	樹園地	無	農地	孤立農用地		
47	謝名城	大川山	1668	畑	畑	無	農地	孤立農用地		
48	謝名城	大川山	1669	畑	畑	無	農地	農業振興不適地		
49	謝名城	大川山	1670-1	畑	樹園地	無	農地	孤立農用地		
50	謝名城	大川山	1671-1	原野	樹園地	無	農地	孤立農用地		
51	謝名城	大川山	1679-19	山林	樹園地	無	農地	鉄塔・無線基地局等	対象地は、農用地区域内で第2種農地ではあるが、一部変更する農地に鉄塔が建設されており、法施行規則第4条の5第21号電気通信事業法による鉄塔であり、法第10条第4項に該当し、除外妥当と判断した。	法第10条第4項
52	喜如嘉	外堀田原	1011	畑	畑	有	農地	鉄塔・無線基地局等	対象地は、農用地区域内の土地改良区で第1種農地ではあるが、変更する農地に鉄塔が建設されており土地全体が鉄塔敷地となっている。法施行規則第4条の5第21号電気通信事業法による鉄塔であり、法第10条第4項に該当し、除外妥当と判断した。	法第10条第4項
53	喜如嘉	外堀田原	1012	畑	畑	有	農地	鉄塔・無線基地局等		
54	饒波	味嘉川	851-1	原野	山林原野	無	農地	農業振興不適地	対象地について、現況が山林、原野かしてあり農業振興不適地や集団的に存在する農地（10ha以上）でなく孤立した農振農用地、縁辺部に位置しており除外に際し周辺農地への影響ないと考える。饒波865-1については現況農地として登録されているが、第2種農地で農地転用許可の見込みもあり、法第10条第3項非該当と判断し除外妥当と判断した。	法第10条第3項非該当
55	饒波	味嘉川	851-3	原野	雑種地	無	農地	農業振興不適地		
56	饒波	味嘉川	855	田	雑種地	無	農地	農業振興不適地		
57	饒波	味嘉川	856	畑	雑種地	無	農地	農業振興不適地		
58	饒波	味嘉川	859	田	雑種地	無	農地	農業振興不適地		
59	饒波	味嘉川	860	畑	雑種地	無	農地	農業振興不適地		
60	饒波	味嘉川	861	畑	雑種地	無	農地	農業振興不適地		
61	饒波	味嘉川	862	畑	雑種地	無	農地	農業振興不適地		
62	饒波	味嘉川	863	畑	雑種地	無	農地	農業振興不適地		
63	饒波	味嘉川	864-1	畑	雑種地	無	農地	農業振興不適地		
64	饒波	味嘉川	864-2	畑	雑種地	無	農地	農業振興不適地		
65	饒波	味嘉川	865-1	原野	樹園地	無	農地	農業振興不適地		
66	饒波	味嘉川	865-2	原野	公衆用道路	無	農地	農業振興不適地		
67	饒波	味嘉川	865-3	原野	山林原野	無	農地	農業振興不適地		
68	饒波	味嘉川	865-4	原野	山林原野	無	農地	農業振興不適地		
69	饒波	味嘉川	865-5	原野	山林原野	無	農地	農業振興不適地		
70	饒波	味嘉川	866	畑	雑種地	無	農地	農業振興不適地		
71	饒波	味嘉川	869	畑	雑種地	無	農地	農業振興不適地		
72	饒波	味嘉川	870	畑	雑種地	無	農地	農業振興不適地		
73	饒波	味嘉川	871	畑	雑種地	無	農地	農業振興不適地		
74	饒波	味嘉川	912	田	山林	無	農地	農業振興不適地		
75	饒波	親田圃	1322-1	田	原野	無	農地	農業振興不適地		

農用地利用計画変更箇所（第4回見直し用）

整理番号	変更に係る土地の所在					土地改良事業施行の有無	農用地利用計画における用途区分	変更後の用途（計画内容）	変更を適正と判断した理由	備考
	所在地等			地目						
	大字	小字	地番	台帳	現況					
76	饒波	親田圃	1322-2	田	山林	無	農地	農業振興不適地	対象地について、現況が山林、原野及び雑種地かしており農業振興不適地や集団的に存在する農地(10ha以上)でなく孤立した農振農用地、縁辺部に位置しており除外に際し周辺農地への影響ないと考える。饒波1341、1342、1345、1347-1、1348-1、1349については現況農地として登録されているが、第2種農地で農地転用許可の見込みもあり、法第10条第3項非該当と判断し除外妥当と判断した。	法第10条第3項非該当
77	饒波	親田圃	1324	畑	原野	無	農地	農業振興不適地		
78	饒波	親田圃	1325-1	田	原野	無	農地	農業振興不適地		
79	饒波	親田圃	1325-2	田	山林	無	農地	農業振興不適地		
80	饒波	親田圃	1326	田	原野	無	農地	農業振興不適地		
81	饒波	親田圃	1327-1	田	原野	無	農地	農業振興不適地		
82	饒波	親田圃	1327-2	田	山林	無	農地	農業振興不適地		
83	饒波	親田圃	1328-1	畑	原野	無	農地	農業振興不適地		
84	饒波	親田圃	1328-2	畑	山林	無	農地	農業振興不適地		
85	饒波	親田圃	1329-2	畑	公衆用道路	無	農地	農業振興不適地		
86	饒波	親田圃	1330	畑	山林	無	農地	農業振興不適地		
87	饒波	親田圃	1331-1	雑種地	原野	無	農地	農業振興不適地		
88	饒波	親田圃	1336	畑	原野	無	農地	農業振興不適地		
89	饒波	親田圃	1337	畑	原野	無	農地	農業振興不適地		
90	饒波	親田圃	1338	畑	原野	無	農地	農業振興不適地		
91	饒波	親田圃	1339	畑	原野	無	農地	農業振興不適地		
92	饒波	親田圃	1340	原野	山林原野	無	農地	農業振興不適地		
93	饒波	親田圃	1341	畑	樹園地	無	農地	農業振興不適地		
94	饒波	親田圃	1342	畑	樹園地	無	農地	農業振興不適地		
95	饒波	親田圃	1344	田	山林	無	農地	農業振興不適地		
96	饒波	親田圃	1345	畑	樹園地	無	農地	農業振興不適地		
97	饒波	親田圃	1346	原野	雑種地	無	農地	農業振興不適地		
98	饒波	親田圃	1347-1	田	樹園地	無	農地	農業振興不適地		
99	饒波	親田圃	1347-2	田	原野	無	農地	農業振興不適地		
100	饒波	親田圃	1348-1	畑	樹園地	無	農地	農業振興不適地		
101	饒波	親田圃	1348-3	畑	雑種地	無	農地	農業振興不適地		
102	饒波	親田圃	1349	畑	樹園地	無	農地	農業振興不適地		
103	饒波	親田圃	1350-1	田	原野	無	農地	農業振興不適地		
104	饒波	親田圃	1350-2	田	雑種地	無	農地	農業振興不適地		
105	饒波	親田圃	1356	原野	山林	無	農地	農業振興不適地		
106	大兼久	比堂	1043	原野	樹園地	無	農地	孤立農用地	対象地について、現況が樹園地及ではあるが、集団的に存在する農地(10ha以上)でなく孤立した農地であり、第2種農地により農地転用許可の見込みもあり、法第10条第3項非該当と判断し除外妥当と判断した。	法第10条第3項非該当
107	大兼久	比堂	1044	原野	樹園地	無	農地	孤立農用地		
108	大兼久	比堂	1045	畑	樹園地	無	農地	孤立農用地		
109	大兼久	比堂	1047	畑	樹園地	無	農地	孤立農用地		

農用地利用計画変更箇所(第4回見直し用)

整理番号	変更に係る土地の所在					土地改良事業施行の有無	農用地利用計画における用途区分	変更後の用途(計画内容)	変更を適正と判断した理由	備考
	所在地等			地目						
	大字	小字	地番	台帳	現況					
110	根路銘	島原	120	保安林	保安林	無	農地	既存保安林		
111	根路銘	島原	121	保安林	保安林	無	農地	既存保安林		
112	根路銘	島原	122	保安林	保安林	無	農地	既存保安林		
113	根路銘	島原	123	保安林	保安林	無	農地	既存保安林		
114	根路銘	島原	124	保安林	山林原野	無	農地	既存保安林	対象地は、農振農用地ではあるが、変更する農振農用地は保安林区域に指定されており法第10条第3項非該当と判断し、除外妥当と判断した。	
115	根路銘	島原	125	保安林	山林原野	無	農地	既存保安林		
116	根路銘	島原	129	保安林	保安林	無	農地	既存保安林		
117	根路銘	親川	1291	保安林	保安林	無	農地	既存保安林		
118	根路銘	親川	1292	保安林	保安林	無	農地	既存保安林		
119	根路銘	棚原	1796-2	畑	公衆用道路	無	農地	道路除外		対象地について、変更する農振農用地は公衆用道路用地となっており、法施行規則第4条の5第2号道路法による道路(村道念蒲エーガイ線)につき、法第10条第4項に該当するため除外妥当と判断した。
120	根路銘	棚原山	2268-2	畑	畑	無	農地	鉄塔・無線基地局等	対象地は、農振農用地区域内で第1種農地ではあるが、一部変更する農地に鉄塔が建設されており、法施行規則第4条の5第23号電気事業法による鉄塔であり、法第10条第4項に該当し、除外妥当と判断した。	
121	根路銘	棚原山	2268-3	牧場	畑	無	農業用施設用地	鉄塔・無線基地局等		
122	田港	大工又	1248-2	畑	雑種地	有	農地	道路除外	対象地について、変更する農振農用地は公衆用道路用地となっており、法施行規則第4条の5第2号道路法による道路(村道大工又線)につき、法第10条第4項に該当するため除外妥当と判断した。	
123	田港	大工又	1249-2	畑	雑種地	有	農地	道路除外		
124	田港	大工又	1252-2	畑	原野	有	農地	道路除外		
125	田港	大工又	1261-2	公衆用道路	公衆用道路	有	農地	道路除外		
126	田港	大工又	1263-2	原野	公衆用道路	無	農地	道路除外		
127	田港	大工又	1263-3	公衆用道路	公衆用道路	有	農地	道路除外		
128	田港	大工又	1267	畑	公衆用道路	無	農地	道路除外		
129	田港	白兼	1486-18	山林	山林原野	無	農地	事業所用地・農業不適合地	対象地について、現況が山林、原野かしており農業振興不適合地であり、縁辺部に位置しており除外に際し周辺農地への影響はなく法第13条第2項各号の要件を満たすと考え、除外妥当と判断した。	
130	田港	南風原	1357-125	山林	山林	無	農地	事業所用地・農業不適合地	対象地について、現況が山林、原野かしており農業振興不適合地であり、縁辺部に位置しており除外に際し周辺農地への影響はなく法第13条第2項各号の要件を満たすと考え、除外妥当と判断した。	
131	田港	南風原	1357-99	山林	山林原野	無	農地	事業所用地	対象地について、現況が山林、原野かしており農業振興不適合地であり、縁辺部に位置しており除外に際し周辺農地への影響はなく法第13条第2項各号の要件を満たすと考え、除外妥当と判断した。	
132	田港	南風原	1357-97	山林	山林原野	無	農地	農業振興不適合地	対象地について、現況が山林、原野かしており農業振興不適合地であり、縁辺部に位置しており除外に際し周辺農地への影響はないと考え、法第10条第3項非該当と判断し除外妥当と判断した。	
133	田港	南風原	1357-133	山林	山林原野	無	農地	農業振興不適合地	対象地について、現況が山林、原野かしており農業振興不適合地であり、縁辺部に位置しており除外に際し周辺農地への影響はないと考え、法第10条第3項非該当と判断し除外妥当と判断した。	
134	押川	湧地原	455-2	原野	山林原野	無	農地	農業振興不適合地	対象地は、農振農用地域内で第2種農地であるが、変更する農地は現況山林となっているが現地は水路であり農業振興不適合地となっている。押川457-1、457-5については農振農用地に指定する前から登記及び現況地目が宅地であり、誤診状態である。農振農用地の縁辺部に位置しており、除外に際し周辺農地への影響はなく、法第13条第2項各号の要件も満たすため、除外妥当と判断した。	
135	押川	湧地原	457-1	宅地	宅地	無	農地	誤謬(白地へ修正)		
136	押川	湧地原	457-3	畑	山林	無	農地	農業振興不適合地		
137	押川	湧地原	457-4	畑	山林	無	農地	農業振興不適合地		
138	押川	湧地原	457-5	宅地	宅地	無	農地	誤謬(白地へ修正)		
139	押川	湧地原	405-1	畑	雑種地	無	農地	農業振興不適合地	対象地について、現況が雑種地となっており農業振興不適合地となっている。農振農用地の縁辺部に位置しており、除外に際し周辺農地への影響はないものと考え、第2種農地で農地転用許可の見込みもあり、法第10条第3項非該当と判断し除外妥当と判断した。	
140	押川	湧地原	405-4	畑	雑種地	無	農地	農業振興不適合地	対象地については、現況雑種地であり農業振興不適合地となっている。農振農用地の縁辺部に位置しており、除外に際し周辺農地への影響はないものと考え法第10条第3項非該当と判断し除外妥当と判断し追加除外します。	
141	押川	ウタキノ前	597-1	原野	山林	無	農地	農業振興不適合地	対象地について、現況が山林かしており農業振興不適合地であり、縁辺部に位置しており除外に際し周辺農地への影響はないものと考え、押川597-1については現況農地として登録されているが、第2種農地で農地転用許可の見込みもあり、法第10条第3項非該当と判断し除外妥当と判断した。	

農用地利用計画変更個所（第4回見直し用）

整理番号	変更に係る土地の所在					土地改良事業施行の有無	農用地利用計画における用途区分	変更後の用途（計画内容）	変更を適正と判断した理由	備考
	所在地等			地目						
	大字	小字	地番	台帳	現況					
142	押川	押川山	640-121	山林	山林	無	農地	農業振興不適地	対象地について、現況が山林、原野及び雑種地となり、一部養豚事業と樹園地として現況地目登録されているが、現地は農業振興不適地であり、押川640-95も樹園地として登録されているが、農振農用地の端部に位置しており除外に際し周辺農地への影響はなく、第2種農地で農地転用許可の見込みもあり、法第10条第3項非該当と考え、除外妥当と判断した。	法第10条第3項非該当
143	押川	押川山	640-131	山林	山林原野	無	農地	農業振興不適地		
144	押川	押川山	640-132	山林	山林原野	無	農地	農業振興不適地		
145	押川	押川山	640-150	山林	山林原野	無	農地	農業振興不適地		
146	押川	押川山	640-151	山林	山林原野	無	農地	農業振興不適地		
147	押川	押川山	640-152	山林	山林原野	無	農地	農業振興不適地		
148	押川	押川山	640-153	山林	山林原野	無	農地	農業振興不適地		
149	押川	押川山	640-154	山林	山林原野	無	農地	農業振興不適地		
150	押川	押川山	640-155	山林	山林原野	無	農地	農業振興不適地		
151	押川	押川山	640-8	山林	山林原野	無	農地	事業所用地		
152	白浜	半崎	435-12	山林	山林原野	無	農地	農業振興不適地	対象地について、現況が山林、原野となり農業振興不適地となっている。津波1971-725、1971-116、1971-729について樹園地として現況地目登録されているが、農振農用地の端部に位置しており、除外に際し周辺農地への影響はなく第2種農地で農地転用許可の見込みもあり、法第13条第2項各号の要件を満たすため除外妥当と判断した。	法第13条第2項各号
153	白浜	半崎	435-52	山林	山林原野	無	農地	農業振興不適地		
154	白浜	半崎	435-54	山林	樹園地	無	農地	農業振興不適地		
155	白浜	半崎	435-87	山林	山林原野	無	農地	農業振興不適地		
156	白浜	半崎	435-88	山林	山林原野	無	農地	農業振興不適地		
157	津波	津波山	1971-116	山林	樹園地	無	農地	農業振興不適地		
158	津波	津波山	1971-151	山林	山林原野	無	農地	農業振興不適地		
159	津波	津波山	1971-2	山林	山林	無	農地	農業振興不適地		
160	津波	津波山	1971-725	山林	樹園地	無	農地	農業振興不適地		
161	津波	津波山	1971-726	山林	山林原野	無	農地	農業振興不適地		
162	津波	津波山	1971-729	山林	樹園地	無	農地	農業振興不適地		
163	津波	津波山	1971-757	山林	樹園地	無	農地	農業振興不適地		
164	津波	津波山	1971-758	山林	雑種地	無	農地	農業振興不適地		
165	白浜	洗田	442-19	山林	山林原野	無	農地	誤謬（白地へ修正）		
166	白浜	洗田	442-231	山林	畑	無	農地	鉄塔・無線基地局等	対象地は、農振農用地域内で第2種農地ではあるが、一部変更する農地に鉄塔が建設されており、法施行規則第5条の5第23号電気事業法による鉄塔であり、法第10条第4項に該当し、除外妥当と判断した。	法第10条第4項
167	白浜	洗田	442-244	山林	山林原野	無	農地	鉄塔・無線基地局等		
168	白浜	半崎	435-32	山林	畑	無	農地	鉄塔・無線基地局等	対象地は、農用地区域内で第2種農地ではあるが、一部変更する農地に鉄塔が建設されており、法施行規則第4条の5第21号電気通信事業法及び法施行規則第4条の5第23号電気事業法による鉄塔であり、法第10条第4項に該当し、除外妥当と判断した。	法第10条第4項
169	白浜	半崎	435-8	山林	畑	無	農地	鉄塔・無線基地局等		
170	白浜	半崎	435-9	山林	山林原野	無	農地	鉄塔・無線基地局等		
171	白浜	洗田	442-173	公衆用道路	公衆用道路	無	農地	道路除外	白浜442-173については法施行規則第4条の5第2号道路法による道路（村道海染江洲原）につき、法第10条第4項に該当するため除外妥当と判断した。	法第10条第4項
172	白浜	洗田	442-145	畑	樹園地	無	農地	倉庫・駐車場	白浜442-145については現況地目、樹園地として登録されているが更地の状況、農振農用地の端部に位置しており、除外に際し周辺農地への影響はなく、第2種農地で農地転用許可の見込みもあり、法第13条第2項各号の要件を満たし、除外妥当と判断した。	法第13条第2項各号
173	白浜	洗田	442-597	山林	原野	無	農地	農業振興不適地	白浜442-597については現況が原野化しており農業振興不適地、農振農用地の端部に位置しており、除外に際し周辺農地への影響はなく、農地転用許可の見込みもあり、法第10条第3項非該当と判断し除外妥当と判断した。	法第10条第3項非該当
174	白浜	洗田	442-316	山林	山林	無	農地	事業所用地	白浜442-316は現況が山林となり農業振興不適地となっている。農振農用地の端部に位置しており、除外に際し周辺農地への影響はなく法第13条第2項各号の要件を満たすと考え、除外妥当と判断した。	法第13条第2項各号

農用地利用計画変更箇所(第4回見直し用)

整理番号	変更に係る土地の所在					土地改良事業施行の有無	農用地利用計画における用途区分	変更後の用途(計画内容)	変更を適正と判断した理由	備考
	所在地等			地目						
	大字	小字	地番	台帳	現況					
175	白浜	洗田	442-318	山林	山林原野	無	農地	農業振興不適地	本件土地について、白浜442-318、442-360、442-372について現況が山林、原野及び宅地となり農業振興不適地となっている。それ以外の土地については現況、畑となっているが元々畜産業していたが廃業し現在、農業振興不適地となっている。本件土地一体は農振農用地の端部に位置しており、除外に際し周辺農地への影響はなく、法第10条第3項の非該当と併せ、除外妥当と判断した。	法第10条第3項非該当
176	白浜	洗田	442-359	畑	原野	無	採草放牧地	農業振興不適地		
177	白浜	洗田	442-360	山林	雑種地	無	農地	農業振興不適地		
178	白浜	洗田	442-361	畑	雑種地	無	採草放牧地	農業振興不適地		
179	白浜	洗田	442-372	宅地	宅地	無	農業用施設用地	農業振興不適地		
180	白浜	洗田	442-532	畑	雑種地	無	採草放牧地	農業振興不適地		
181	白浜	洗田	442-606	畑	雑種地	無	採草放牧地	農業振興不適地		
182	津波	津波山	1971-186	公衆用道路	公衆用道路	無	農地	道路除外	津波1971-186については法施行規則第4条の5第2号道路法による道路(村道えすの里線)につき、法第10条第4項に該当するため除外妥当と判断した。	法第10条第4項
183	津波	津波山	1971-155	畑	山林	無	農地	農業振興不適地	本件土地について、現況が山林、原野化しており農業振興不適地の状況な為、法第10条第3項非該当と判断し除外妥当と判断した。	法第10条第3項非該当
184	津波	津波山	1971-201	畑	山林原野	無	農地	農業振興不適地		
185	津波	津波山	1971-434	山林	宅地	無	農業用施設用地	宅地	対象地について、縁辺部に位置しており除外に際し周辺農地への影響はなく法第13条第2項各号の要件を満たすと考え、除外妥当と判断した。	法第13条第2項各号
186	津波	津波山	1971-161	山林	山林	無	農地	農業振興不適地	本件土地について、現況が山林化しており農業振興不適地の状況。津波1971-186と併せて除外を行う事により、農振農用地の端部に位置し、除外に際し周辺農地への影響はなく、法第10条第3項の非該当と併せ、除外妥当と判断した。	法第10条第3項非該当
187	津波	津波山	1971-162	山林	山林	無	農地	農業振興不適地		
188	津波	津波山	1971-165	山林	山林	無	農地	農業振興不適地		
189	津波	津波山	1971-185	山林	公衆用道路	無	農地	農業振興不適地	津波1971-162及び1971-164等を除外した際、隣接地である筆が孤立して残り農業振興不適地でもある為追加除外します。除外に際し、周辺農地への影響はないものと考え法第10条第3項非該当と併せ除外妥当と判断した。	法第10条第3項非該当
190	津波	津波山	1971-164	山林	雑種地	無	農地	事業所用地		
191	津波	津波山	1971-256	山林	山林原野	無	農地	農業振興不適地	本件土地について、現況が山林原野及び雑種化しており農業振興不適地の状況。所有者の申し出により、隣接地の津波1971-727が白地で事業拡大を予定しており、既存施設の拡張として必要最低限の除外とし、法第13条第2項各号の要件も満たしており除外妥当と判断した。	法第13条第2項各号
192	津波	津波山	1971-257	山林	山林原野	無	農地	農業振興不適地		
193	津波	津波山	1971-258	山林	山林原野	無	農地	農業振興不適地		
194	津波	津波山	1971-259	山林	山林原野	無	農地	農業振興不適地		
195	津波	津波山	1971-260	山林	山林原野	無	農地	事業所用地		
196	津波	津波原	905	原野	山林原野	無	農地	孤立農用地	対象地について、現況が山林、原野かしており農業振興不適地や集団的に存在する農地(10ha以上)でなく孤立した農振農用地、縁辺部に位置しており除外に際し周辺農地への影響ないと考え、法第10条第3項非該当と判断し除外妥当と判断した。	法第10条第3項非該当
197	津波	津波原	909	畑	山林	無	農地	農業振興不適地		
198	津波	津波山	1971-272	山林	畑	無	農地	農業振興不適地	本件土地について、現況が山林化しており農業振興不適地となっている。津波1971-272については農業委員会では農地登録されているが、遊休農地として残っており今後、非農地判定を行うため、法第10条第3項非該当と判断し除外妥当と判断した。	法第10条第3項非該当
199	津波	津波山	1971-38	山林	山林	無	農地	農業振興不適地		
200	津波	津波山	1971-177	山林	畑	無	農地	鉄塔・無線基地局等		
201	津波	津波山	1971-52	山林	山林	無	農地	鉄塔・無線基地局等	本件土地は、農用地区域内で第2種農地ではあるが、一部変更する農地に鉄塔が建設されており、法施行規則第4条の5第23号電気事業法による鉄塔であり、法第10条第4項に該当し、除外妥当と判断した。	法第10条第4項
202	津波	津波山	1971-47	山林	畑	無	農地	鉄塔・無線基地局等		

農用地利用計画変更個所（第4回見直し用）

整理番号	変更に係る土地の所在					土地改良事業施行の有無	農用地利用計画における用途区分	変更後の用途（計画内容）	変更を適正と判断した理由	備考
	所在地等			地目						
	大字	小字	地番	台帳	現況					
203	津波	ウタ原	1726	畑	山林	無	農地	孤立農用地		
204	津波	ウタ原	1727	畑	山林	無	農地	孤立農用地		
205	津波	ウタ原	1729	畑	山林	無	農地	孤立農用地		
206	津波	ウタ原	1730	畑	山林	無	農地	孤立農用地		
207	津波	ウタ原	1731	畑	山林	無	農地	孤立農用地		
208	津波	ウタ原	1732	畑	山林	無	農地	孤立農用地		
209	津波	ウタ原	1733	原野	山林	無	農地	孤立農用地		
210	津波	ウタ原	1734	山林	山林	無	農地	孤立農用地		
211	津波	ウタ原	1735	畑	山林	無	農地	孤立農用地		
212	津波	ウタ原	1736	畑	山林	無	農地	孤立農用地		
213	津波	ウタ原	1737	原野	山林	無	農地	孤立農用地		
214	津波	ウタ原	1738	畑	山林	無	農地	孤立農用地		
215	津波	ウタ原	1739	原野	山林原野	無	農地	孤立農用地		
216	津波	ウタ原	1740	畑	山林	無	農地	孤立農用地		
217	津波	ウタ原	1741	畑	山林	無	農地	孤立農用地		
218	津波	ウタ原	1742-1	畑	山林	無	農地	孤立農用地		
219	津波	ウタ原	1743	畑	山林	無	農地	孤立農用地		
220	津波	ウタ原	1744	畑	山林	無	農地	孤立農用地		
221	津波	ウタ原	1745	畑	山林	無	農地	孤立農用地		
222	津波	ウタ原	1746-1	畑	山林	無	農地	孤立農用地		
223	津波	ウタ原	1747-1	畑	山林	無	農地	孤立農用地		
224	津波	ウタ原	1758-1	原野	山林原野	無	農地	孤立農用地		
225	津波	ウタ原	1759-1	畑	山林	無	農地	孤立農用地		
226	津波	ウタ原	1760	原野	山林	無	農地	孤立農用地		
227	津波	ウタ原	1761-1	原野	山林	無	農地	孤立農用地		
228	津波	ウタ原	1762	原野	山林原野	無	農地	孤立農用地		
229	津波	ウタ原	1763	畑	山林	無	農地	孤立農用地		
230	津波	ウタ原	1764	畑	山林	無	農地	孤立農用地		
231	津波	ウタ原	1765-1	畑	山林	無	農地	孤立農用地		
232	津波	ウタ原	1766-1	畑	山林	無	農地	孤立農用地		
233	津波	ウタ原	1767-1	原野	山林	無	農地	孤立農用地		
234	津波	ウタ原	1768	畑	山林	無	農地	孤立農用地		
235	津波	ウタ原	1769	畑	山林	無	農地	孤立農用地		
236	津波	ウタ原	1770	畑	山林	無	農地	孤立農用地		
237	津波	ウタ原	1771	畑	山林	無	農地	孤立農用地		
238	津波	ウタ原	1772	畑	山林	無	農地	孤立農用地		
239	津波	ウタ原	1773	田	山林	無	農地	孤立農用地	対象地について、現況が山林、原野かしており農業振興不適地や集团的に存在する農地(10ha以上)でなく孤立した農振農用地に位置しており除外に際し周辺農地への影響ないと考え、法第10条第3項非該当と判断し除外妥当と判断した。	法第10条第3項非該当
240	津波	ウタ原	1774	原野	山林	無	農地	孤立農用地		
241	津波	ウタ原	1776	畑	山林	無	農地	孤立農用地		
242	津波	ウタ原	1777	畑	山林	無	農地	孤立農用地		
243	津波	ウタ原	1778	原野	山林	無	農地	孤立農用地		
244	津波	ウタ原	1779	畑	山林	無	農地	孤立農用地		
245	津波	ウタ原	1780	畑	山林	無	農地	孤立農用地		
246	津波	ウタ原	1781	畑	山林	無	農地	孤立農用地		
247	津波	ウタ原	1782-1	原野	山林	無	農地	孤立農用地		

農用地利用計画変更箇所（第4回見直し用）

整理番号	変更に係る土地の所在					土地改良事業施行の有無	農用地利用計画における用途区分	変更後の用途（計画内容）	変更を適正と判断した理由	備考
	所在地等			地目						
	大字	小字	地番	台帳	現況					
248	津波	ウタ原	1782-2	畑	山林	無	農地	孤立農用地		
249	津波	ウタ原	1783	畑	山林	無	農地	孤立農用地		
250	津波	ウタ原	1784	畑	山林	無	農地	孤立農用地		
251	津波	ウタ原	1785	畑	山林	無	農地	孤立農用地		
252	津波	ウタ原	1786	畑	山林	無	農地	孤立農用地		
253	津波	ウタ原	1787	畑	山林	無	農地	孤立農用地		
254	津波	ウタ原	1788	畑	山林	無	農地	孤立農用地		
255	津波	ウタ原	1789	原野	山林	無	農地	孤立農用地		
256	津波	ウタ原	1790	畑	山林	無	農地	孤立農用地		
257	津波	ウタ原	1791	畑	山林	無	農地	孤立農用地		
258	津波	ウタ原	1792	畑	山林	無	農地	孤立農用地		
259	津波	ウタ原	1793	畑	山林	無	農地	孤立農用地		
260	津波	ウタ原	1798	畑	山林	無	農地	孤立農用地		
261	津波	ウタ原	1799	原野	山林	無	農地	孤立農用地		
262	津波	ウタ原	1800	畑	山林	無	農地	孤立農用地		
263	津波	ウタ原	1801	畑	山林	無	農地	孤立農用地		
264	津波	ウタ原	1802	畑	山林	無	農地	孤立農用地		
265	津波	ウタ原	1803	畑	山林	無	農地	孤立農用地		
266	津波	ウタ原	1804	原野	山林	無	農地	孤立農用地		
267	津波	ウタ原	1805	畑	山林	無	農地	孤立農用地		
268	津波	ウタ原	1806	畑	山林	無	農地	孤立農用地		
269	津波	ウタ原	1807	畑	山林	無	農地	孤立農用地		
270	津波	ウタ原	1808	畑	山林	無	農地	孤立農用地		
271	津波	ウタ原	1809	畑	山林	無	農地	孤立農用地		
272	津波	ウタ原	1810	畑	山林	無	農地	孤立農用地		
273	津波	ウタ原	1811	畑	山林	無	農地	孤立農用地		
274	津波	ウタ原	1816	畑	山林	無	農地	孤立農用地		
275	津波	津波山	1971-719	宅地	宅地	無	農地	孤立農用地		
276	津波	津波山	1971-387	畑	山林	無	農地	農業振興不適地	対象地について、現況が山林かしており農業振興不適地、縁辺部に位置しており除外に際し周辺農地への影響ないと考え、法第10条第3項非該当と判断し除外妥当と判断した。	法第10条第3項非該当
277	津波	津波山	1971-389	畑	公衆用道路	無	農地	道路除外	対象地について、変更する農振農用地は公衆用道路用地となっており、法施行規則第4条の5第2号道路法による道路（村道津波江洲線）につき、法第10条第4項に該当するため除外妥当と判断した。	法第10条第4項
278	津波	津波山	1971-390	畑	山林	無	農地	孤立農用地	対象地について、現況が山林化しており農業振興不適地や集团的に存在する農地（10ha以上）でなく孤立した農振農用地、縁辺部に位置しており除外に際し周辺農地への影響ないと考え、法第10条第3項非該当と判断し除外妥当と判断した。	法第10条第3項非該当
279	津波	津波山	1971-67	畑	山林	無	農地	農業振興不適地	対象地について、現況が山林かしており農業振興不適地や縁辺部に位置しており除外に際し周辺農地への影響ないと考える、第2種農地で農地転用許可の見込みもあり、法第10条第3項非該当と判断し除外妥当と判断した。	法第10条第3項非該当
280	津波	津波山	1971-68	畑	畑（一部宅地）	無	農地	孤立農用地	対象地について、現況が畑（一部宅地）農業振興不適地や集团的に存在する農地（10ha以上）でなく孤立した農振農用地、縁辺部に位置しており除外に際し周辺農地への影響ないと考える、第2種農地で農地転用許可の見込みもあり、法第10条第3項非該当と判断し除外妥当と判断した。	法第10条第3項非該当
281	津波	津波山	1971-79	畑	樹園地	無	農地	鉄塔・無線基地局等	対象地は、農用地区域内で第2種農地ではあるが、一部変更する農地に鉄塔が建設されており、法施行規則第4条の5第21号電気通信事業法及び法施行規則第4条の5第23号電気事業法による鉄塔であり、法第10条第4項に該当し、除外妥当と判断した。	法第10条第4項
282	津波	津波山	1971-82	山林	畑	無	農地	鉄塔・無線基地局等		
283	津波	津波山	1971-89	山林	山林原野	無	農地	鉄塔・無線基地局等		
284	津波	津波山	1971-97	公衆用道路	公衆用道路	無	農地	道路除外	津波1971-97については法施行規則第4条の5第2号道路法による道路（村道津波江洲線）につき、法第10条第4項に該当するため除外妥当と判断した。	法第10条第4項
合計		(変更件数)	(変更筆数)							
		284	284							